四　先進的計測手法採用最終指定親会社が業務区分ごとに異なる手法を用いる場合には、重要な業務区分（年間合計値に占める業務区分配分値の割合が、三年連続して当該先進的計測手法採用最終指定親会社の連結財務諸表に基づく粗利益の二パーセント以上を占める業務区分又は過去三年以内に重大なオペレーショナル・リスク損失が発生した業務区分をいう。）については先進的計測手法を用い、かつ、業務区分ごとに適切な管理体制を構築していること。

五　先進的計測手法を用いない業務区分又は法人単位の粗利益の合計が当該先進的計測手法採用最終指定親会社の連結財務諸表に基づく粗利益の十パーセントを超えないこと。

2　先進的計測手法の使用を開始する日から一年を経過した日以後一年間における前項第四号の規定の適用については、同号中「過去三年」とあるのは「過去四年」と、先進的計測手法の使用を開始する日から二年を経過した日以後における同号の規定の適用については、同号中「過去三年」とあるのは「過去五年」とする。

3　第一項の規定を適用する先進的計測手法採用最終指定親会社が、前条第二項の規定により先進的計測手法を用いてオペレーショナル・リスク相当額を算出する業務区分又は法人単位を段階的に拡大しようとするときは、段階的な拡大の期間の終了の時点において、すべての重要な業務区分又は法人単位について先進的計測手法を用いていることを要するものとする。

4　最終指定親会社が外国の銀行を連結子法人等としている場合において、当該連結子法人等である銀行の設立国において先進的計測手法の使用のみが認められているときは、当該連結子法人等である銀行についてのみ先進的計測手法を用いるための先進的手法実施計画を提出することができるものとし、第一項第三号及び第五号に掲げる基準を満たすことは要しない。ただし、業務区分ごとに異なる手法を用いる場合には、この限りでない。

（リスク削減）

第二百九十八条　先進的計測手法採用最終指定親会社は、次に掲げる要件を満たす場合には、オペレーショナル・リスク相当額の二十パーセントを限度として、オペレーショナル・リスクに対する保険契約に基づく保険金支払限度額の範囲において、オペレーショナル・リスク相当額の削減を行うことができる。

一　先進的計測手法採用最終指定親会社が契約する保険会社又は外国保険業者が、適格格付機関から4―2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与されていること。

二　契約当初の保険契約期間が一年未満でないこと。契約の残存期間が一年未満の契約については、当該残存期間の減少に応じてオペレーショナル・リスク相当額の削減効果が小さくなるように適切な調整を行うこと。ただし、当該残存期間が九十日以内の場合には、保険によるオペレーショナル・リスク相当額の削減は認められない。

三　保険会社又は外国保険業者からの通知により保険契約の解約が可能な場合には、九十日以上の事前通知期間が設けられていること。

四　保険契約において、先進的計測手法採用最終指定親会社が行政処分を受けた場合又は破綻した場合について保険の対象から除外される規定又は保険が制限される規定が設けられていないこと。

五　オペレーショナル・リスク相当額の削減額の算出に当たっては、保険契約に定める補償の範囲とオペレーショナル・リスク損失の額及び発生頻度との関係が明確であること。

六　保険が、先進的計測手法採用最終指定親会社等以外の者その他の実質的な第三者（子法人等その他の先進的計測手法採用最終指定親会社が支配を行い、又は影響を与えうる者以外の者をいう。）である保険会社又は外国保険業者より提供されていること。ただし、実質的な第三者ではない者により保険が提供されている場合であって、第一号の要件を満たす実質的な第三者である保険会社又は外国保険業者にオペレーショナル・リスクがさらに移転されているときは、この限りでない。

七　当該保険によるオペレーショナル・リスク相当額の削減に関する合理的な方法及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

八　オペレーショナル・リスク相当額の削減額の算出に当たっては、保険契約の解約及び非更新の条件、契約の残存期間、保険金支払の不確実性並びに保険契約の補償範囲とオペレーショナル・リスクの損失事象との関係が適切に考慮されていること。

九　第七号の書類が開示されていること。

附　則

（適用日）

第一条　この告示は、平成二十三年四月一日から適用する。

（内部格付手法の適用日前の予備計算及び承認）

第二条　基礎的内部格付手法採用最終指定親会社になろうとする金融商品取引業者の親会社は、この告示の適用の開始日（以下「適用日」という。）前においても、第百十八条の規定の例により、連結自己資本規制比率の予備的な計算の届出をし、連結自己資本規制比率を予備的に計算し、中間予備計算報告書（同条第一項に規定する中間予備計算報告書をいう。）及び予備計算報告書（同項に規定する予備計算報告書をいう。）の作成及び金融庁長官への提出を行い、第百十七条の規定の例により当該内部格付手法を使用することの承認の申請をすることができる。

2　金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該承認の申請が第百十九条各号（附則第五条第二項から第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる基準に適合するときは、当該親会社を法第五十七条の十二第一項の規定により指定し、同条第三項の規定により最終指定親会社である旨の通知をした日以後において、前項の規定による承認の申請を第百十七条の規定による承認の申請とみなして第百十六条の承認をすることができる。

（適用日前から内部管理モデル方式を採用している金融商品取引業者の親会社のみなし承認規定）

第三条　この告示の適用の開始の際現に単体自己資本規制比率告示第十一条第一項の承認を受けて内部管理モデル方式を用いている金融商品取引業者を連結子法人等とする親会社であって、平成二十三年六月三十日までに法第五十七条の十二第一項の規定による指定を受け、同条第三項の規定により最終指定親会社である旨の通知を受けた者は、当該通知を受けた日後一月間に限り、第二百五十一条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を金融庁長官に届け出ることができる。

2　前項の規定による届出をした最終指定親会社は、当該届出をした日において第二百五十条の承認を受けたものとみなす。この場合において、当該最終指定親会社は、平成二十三年十二月末までの間においては、単体自己資本規制比率告示第十三条第一項各号に掲げる基準に適合していることをもって第二百五十二条の定性的基準及び定量的基準に適合していることをもって第二百五十二条第二項の定性的基準、同条第三項の定量的基準及び第二百五十五条第一項各号に掲げる基準に適合しているものとみなす。

（内部管理モデル方式を採用している特別金融商品取引業者の最終指定親会社のみなし承認規定）

第四条　第四条第一項の規定に基づき特別金融商品取引業者に対する連結自己資本規制比率告示の規定の例により連結自己資本規制比率を算出している最終指定親会社であって、現に特別金融商品取引業者に対する連結自己資本規制比率告示第十五条第一項の承認を受けている者（特別金融商品取引業者に対する連結自己資本規制比率告示附則第二条第二項の規定により、承認を受けたものとみなされる者を含む。）を連結子法人等とする者が、第三条の規定に基づき連結自己資本規制比率を算出しようとする場合において、当該最終指定親会社は、第二百五十一条第一項各号に掲げる事項を記載した書類に同条第二項各号に掲げる書類を添付して金融庁長官に届け出ることができる。

2　前項の規定による届出をした最終指定親会社は、当該届出をした日において第二百五十条の承認を受けたものとみなす。